

状況	活用できる支援制度	支援の種類	対象	主な支援内容	問合せ先	
経済・生活の支援	家族が死亡	災害弔慰金	給付	・1市町村で住居が5世帯以上滅失した自然災害	500万円を超えない範囲で所定の金額を給付	市町村
	家族が重度の傷害	災害傷害見舞金	給付	・1市町村で住居が5世帯以上滅失した自然災害	250万円を超えない範囲で所定の金額を給付	市町村
	世帯主が負傷、住居・家財に損害	災害援護資金	貸付	・都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 ・世帯主が負傷、または住居、家財に損害	350万円以下で所定の金額を貸付 年利:3%(据置期間中は無利子) 据置期間:3年間または5年間 償還期間:10年以内(据置期間含)	市町村
	災害援護資金の対象外だが、金融機関からの借入が困難	生活福祉資金制度による貸付	融資	・低所得者、障害者/要介護者のいる世帯 ・災害援護資金の対象外となる方	福祉費 貸付限度額:150万円(目安) 年利:無利子または1.5% 据置期間:6か月以内 償還期間:7年以内(目安) 緊急小口資金 貸付限度額:10万円 年利:無利子 据置期間:2か月以内 償還期間:8か月以内	都道府県、市町村、社会福祉協議会
	学用品を失った	教科書等の無償給与(災害救助法)	現物支給	・災害救助法が適用された市町村 ・小学校、中学校、高校の児童・生徒	教科書、教材、文房具、通学用品を支給	都道府県、災害救助法が適用された市町村
	経済的な理由で子供の就学が困難になった	小、中学生の就学援助措置	給付	・要保護世帯 ・準要保護世帯	学用品費、給食費、通学費を援助	都道府県、市町村、学校
		高等学校授業料減免措置	減免・猶予	・地方公共団体の長が被災によって減免を認めた方	授業料、受講料、入学金、及び入学選抜手数料等を徴収猶予または減免、免除	都道府県、市町村、学校
		奨学金制度の緊急採用	融資	・高校、大学、大学院、専門学校の生徒・学生	奨学金の貸出(無利子)を緊急に受付、採用	都道府県、学校、独立行政法人日本学生支援機構
		児童扶養手当の特別措置	給付	・障害者・児のいる世帯 ・児童扶養手当受給世帯	所得制限の特別措置を講じる	市町村
	葬儀を行うことが困難	葬儀の実施(災害救助法)	現物支給	・災害救助法が適用された市町村 ・遺体の埋葬を行うことが困難な遺族	自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を実施	都道府県、災害救助法が適用された市町村
	生活することが困難	生活保護	給付	・資産、能力等すべて活用した上で生活に困窮する方	困窮の程度に応じて必要な保護を実施。(標準3人世帯で13~16万円/月程度)	都道府県、市町村
	会社が倒産して未払いの賃金がある	未払賃金立替私制度	その他	・使用者が労災に該当する事業を1年以上行っていたこと ・労働者が倒産した日の6か月前から2年の間に退職した者であること	退職した日の6か月前から立替請求日前までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払の金額を事業主に代わって支払う(上限有り)	労働基準監督局、労働者健康福祉機構
住まいの確保・再建の支援	住居が全壊し、建て直すか引越したい	被災者生活再建支援制度	給付	・住宅が全壊または大規模半壊	基礎支援金:100万円以下(被害の程度による) 加算支援金:200万円以下(再建方法による)	都道府県、市町村
		災害復興住宅融資(建設)	融資	・住宅が全壊または半壊の罹災証明書の発行を受けた方 ・本人が居住するための住居を建設する方	所定の基準を満たす場合に融資を受けることができる 融資限度額: 基本融資 1460万円以下 特例加算 450万円 土地取得費 970万円 整地費 380万円 返済期間:25~35年 据置期間:3年間(返済期間は延長できる)	住宅金融支援機構
		災害復興住宅融資(新築購入、中古購入)	融資	・住宅が全壊または半壊の罹災証明書の発行を受けた方 ・本人が居住するための住居を購入する方	所定の基準を満たす場合に融資を受けることができる 融資限度額: 基本融資 1460万円以下 特例加算 450万円 土地取得費 970万円 返済期間:25~35年 据置期間:3年間(返済期間は延長できる)	住宅金融支援機構
	住居が壊れたところを直したい	災害復興住宅融資(補修)	融資	・住宅に10万円以上の被害を受け罹災証明書の発行を受けた方 ・本人が居住するための住居を補修する方	所定の基準を満たす場合に融資を受けることができる 融資限度額: 基本融資 640万円以下 整地費 380万円 引方移転費用 380万円 返済期間:20年 据置期間:1年間(返済期間は延長できない)	住宅金融支援機構
		生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)	融資	・低所得者、障害者/要介護者のいる世帯 ・災害援護資金の対象外となる方	福祉費 貸付限度額:250万円(目安) 年利:無利子または1.5% 据置期間:6か月以内 償還期間:7年以内(目安)	都道府県、市町村、社会福祉協議会
		住宅の応急修理(災害救助法)	現物支給	・災害救助法が適用された市町村 ・住宅が半壊または半壊した方 ・応急仮設住宅等に入居していない方 ・自ら修理する資力のない世帯(世帯年収等の要件は市町村による)	被災した住居の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理する	都道府県、災害救助法が適用された市町村
中小企業・自営業への支援	農業、林業、漁業をしていて災害の被害を受けた	天災融資制度	融資	・農林漁業従事者 ・所定の基準の損害を被り、市町村長の認定を受けた方	融資限度額: 農業者 個人500万円以下 法人2500万円以下 林業者 個人200万円以下 法人2000万円以下 漁業者 個人500万円以下 法人5000万円以下 ※激甚である場合は貸付条件が緩和される 年利:6.5%以下 償還期限:3年以内~6年以内	市町村
		日本政策金融公庫による資金貸付	融資	・農林漁業者	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建、施設の復旧等に必要資金を貸付ける	日本政策金融公庫
	中小企業を営んでいるが災害の被害を受けた	災害復旧貸付	融資	・中小企業経営者、等	事業所復旧のための資金を貸付ける ※日本政策金融公庫と商工組合中央金庫で貸付条件等が異なるので、各社へ確認のこと	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫
		災害復旧高度化資金	融資	・中小企業経営者、等 ・施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合	高度化資金を貸付ける ※高度化事業とは、市街地に散在する工場や店舗を集団で移転し、公害問題等のない敵地に工場団地や卸団地を建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業、などがある 貸付割合:90%以上 償還期間:20年以内(うち3年以内の据置可能)	都道府県、中小企業基盤整備機構
		経営安定関連保証	融資(保証)	・主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から「特定中小企業者」であることの認定を受けた方 ※突発的に発生した災害で著しい影響が出ているとして国が指定した地域・業種に属する中小企業者であって、売上等が一定程度現象して	経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う	信用保証協会
		災害関係保証	融資(保証)	・政令で指定した激甚災害で被災した地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者	災害復旧に必要な資金について保証を行う	信用保証協会